

生活のきまり

I 学校生活について

1 一日の生活

- (1) 欠席、遅刻、早退する時は、必ず保護者にテトルで連絡してもらおう。
- (2) 8時05分までに生徒玄関を通過し、8時10分までに教室で着席完了する。
- (3) 一度登校したら、無断で校舎外へ出ない。
- (4) 緊急時以外は、非常用通路、非常階段、屋上へは出ない。
- (5) エレベーターを使用する場合は、担任に相談する。
- (6) 授業に不必要なもの、余分なお金は持ってこない。
- (7) 終礼後、用事のない生徒はすぐに下校する。

2 登下校の安全

- (1) 交通ルールや学校のきまりを守る。
- (2) 自転車通学については許可を得る。

3 持ちものについて

- (1) 持ちものには必ず記名する。
- (2) (指定) 通学用のかばんには、目印としてキーホルダーをつけてもよいが、一つまでとする。

II 服装・頭髪について

1 学生服タイプの制服について

①制服について

以下の⑦・⑧のうち体調や気候を考え、自分で選択する。ただし、式典など学校で決められた日は⑦とする。入学式は⑦とする。

⑦標準学生服に北鳴中のボタン、襟に校章(右)を付ける。

※校章は入学式当日に配付し、後日集金する。学生服の下には、体にあう大きさのカッターシャツ(半袖・長袖どちらでも可)を着る。

⑧校章入りの開襟シャツ、またはカッターシャツ(半袖・長袖 いずれか)を着る。

②アンダーシャツについて

①の⑦・⑧のどちらの場合でも、アンダーシャツ(色は白、黒、紺、灰、ベージュ)を必ず着用する。

③学生ズボンについて

標準学生ズボンで、ノータック、ストレート型のものにする。(図参照)

④ベルトについて

幅3~4cmくらいで、黒色のものを必ず着用する。(飾りや鉾のないもの)

2 セーラー服タイプの制服について

①制服について

以下の㉞・㉟のうち体調や気候を考え、自分で選択する。ただし、式典など学校で決められた日は㉞とする。入学式は㉞とする。

㉞本校指定の制服を着用する。スカートの長さは膝頭が隠れる程度とする（ただし、新入生は成長を考え、少し長めのものを購入すると良い）。

また、スカートの下には体育のハーフパンツを着用する。胸ポケットに校章を付けた台布を付ける。

※校章、台布は入学式当日に配付し、後日集金する。制服の下は、白・紺のスクールニットシャツや白・紺のVネックのものを着る。

㉟本校指定の半袖の制服を着用する。

※㉞・㉟において寒い場合、制服の上に指定のスクールカーディガン（紺色）を着用しても構わない。

② アンダーシャツ

①の㉞・㉟のどちらの場合でも、下着（色は白、黒、紺、灰、ベージュ）を着用する。

3 頭髪について

前髪は目にかからない長さとする。横髪は顔にかからないよう、シンプルな黒のピンでとめる。肩にかかる長さは黒や紺のゴムで結ぶ。特殊な髪型は禁止する。

4 その他

①校章・ネームプレートの付ける位置は図参照。

②靴下について

白・黒・紺色のソックス（ワンポイント模様まで可）とする。飾りの付いたもの、ルーズソックスは不可とする。くるぶしが完全に隠れる長さとする。

③履物について

内履きと外履きは本校指定のもの（通学・体育授業に使用）とする。

④カバンについて

本校指定の通学用カバンを使用する。目印としてキーホルダーを一つつけてもよい。※サブバッグは指定のものはない。使用する際は、華美な物や高価な物ではなく、口の閉まる物を使用する。

⑤体育時の服装について

本校指定のトレーニングウェア（上下）、ハーフパンツ、半袖シャツ一式を着用する。（兄弟のものを使っても可。）※注文後ネーム刺繍が入る。

⑥その他

整髪料や化粧品の使用は禁止する。身体、頭髪の加工及び眉毛やまつ毛の加工は禁止する。防寒具については、別途連絡する。

Ⅲ 校外生活について

1 生活一般について

- (1) 自分で善悪の判断をし、責任を持って行動する。
- (2) 外出時は、行き先や帰宅時刻を家族に告げ、暗くなる前に帰る。
- (3) 家庭での学習は、計画的に進める。
- (4) クラス、部、友人同士でのパーティーなどの会食はしない。
- (5) 深夜の外出や友人宅での外泊はしない。
- (6) 飲食店・ボウリング場・映画館・ゲームセンター・カラオケ・インターネットカフェ・漫画喫茶などへは生徒だけで行かない。
- (7) 刃物、火薬類、ライター等の危険な物は持ち歩きや、火遊びなど危険な遊びを絶対にしない。
- (8) 飲酒、喫煙、薬物の使用などの触法行為は、絶対にしない。法律に違反するような行為を絶対にしない。
- (9) 地域の行事や少連の活動には積極的に参加する。

2 交通安全について

- (1) 自転車での外出の際はヘルメットを着用し、交通ルールを守り、鍵の管理をしっかり行う。
- (2) 自転車の二人乗りや傘差し運転、並進走行をしてはいけません。原則自転車は、車道の左側を通行しましょう。歩道を通行する際は、スピードを十分に落として移動します。歩行者に対して、ベルを鳴らして道を空けさせたり、スピードを落とさずに追い抜いたりする乗り方は法律違反です。
- (3) 横断歩道や交差点、一時停止の標識の場所、踏切では、必ず止まって左右の安全を確かめる。また、線路地内には絶対入ってはいけません。
- (4) 自転車のライト、ブレーキなどの点検・整備をし、夜間は必ずライトをつける。
- (5) バイクや自動車等の運転はしてはいけません。
- (6) 道路上や人混み、禁止場所では、スケートボードや一輪車等の遊びをしない。
- (7) 降雪時、積雪時、凍結時は、自転車運転をしない